

後期高齢者医療制度 医療費通知・高額療養費など

■医療費通知とは？

被保険者の皆さんに健康管理の重要性を意識していただくことを目的として、北海道後期高齢者医療広域連合から医療費総額などについてのお知らせを年に2回お送りしています。医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用できます。

＼診療月によって発送時期が異なります／

診療月	発送時期
令和7年1月～9月	令和8年1月（上旬）
令和7年10月～12月	令和8年2月（下旬）

■高額になった医療費・食事代の負担は？

1か月にかかる保険適用分の医療費の限度額は下記のとおりです。限度区分はお持ちの資格確認書をご確認ください。区分の記載がない場合は、市役所で申請すると載せることができます。限度区分の記載された資格確認書またはマイナ保険証を医療機関に提示すると自己負担限度額が適用されます。限度額を超えた場合は、北海道後期高齢者医療広域連合から申請手続きのお知らせまたは支給決定通知が届きます。

限度区分	一部負担割合	外来の医療費（個人ごと）	外来＋入院の医療費（世帯ごと）	療養病床以外の食事代（1食）
現役並み所得者	Ⅲ	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％（4回目以降：140,100円）		510円 ^{※1}
	Ⅱ			
	Ⅰ			
一般	Ⅱ	18,000円	57,600円（4回目以降：44,400円）	
	Ⅰ			
住民税非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円	240円 ^{※2}
	Ⅰ		15,000円	110円

※1 都道府県が発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方は1食300円です。

※2 市役所で長期入院該当の手続きをすることで、入院日数91日目より1食190円になります。91日目以降、240円で支払った期間があれば、市役所で差額の支給申請ができます。



■窓口負担割合が2割となる方への配慮措置終了

窓口負担割合の引き上げにより2割負担となる方について、令和4年10月1日から実施していた配慮措置（1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える〔入院の医療費は対象外〕）が令和7年9月診療分をもって終了となります。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じた方に対し、追加の給付（不足額給付）を実施します。

該当すると思われる方には、7月～9月に支給確認書を送付しています。提出期限は**10月31日（金）**です。

添付書類

■本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し

■口座確認書類（通帳やキャッシュカード）の写し

※支給確認書が提出されてから振り込みが完了するまで3週間程度かかります。

※支給確認書が届いていない方、紛失された方、または不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

滝川市臨時給付金コールセンター TEL 0120-223-130（通話無料）

受付時間 平日・土日祝 8時30分～20時

問合先 滝川市定額減税補足給付金等給付室 Tel.28-8009